



佐賀県公報

平成21年
3月16日
(月曜日)
号 外

(◎印は、県例規集に登載するもの)

目次

人事委員会事項

佐賀県職員 の 管理職手当の支給に関する規則の一部を改正する規則

(規則・二) 一

公安委員会事項

佐賀県警察組織規則の一部を改正する規則

(規則・一) 二

○ 人事委員会事項

佐賀県職員 の 管理職手当の支給に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十一年三月十六日

佐賀県人事委員会

委員長 馬 場 昌 平

◎佐賀県人事委員会規則第二号

佐賀県職員 の 管理職手当の支給に関する規則の一部を改正する規則

佐賀県職員 の 管理職手当の支給に関する規則 (昭和三十三年佐賀県人事委員会規則第十二号) の一部を次のように改正する。

別表第一の公安委員会の警察本部の項中

術科指導官

四種

留置管理官

四種

を

取調べ監督室長

四種

術科指導官

四種

犯罪被害者支援室長

四種

留置管理官

四種

会計監査室長

四種

に、

「交通事故事件捜査指導官」を「交通事故事件捜査統括官」に改め、同表の公安委員会の警察署の項中

刑事官

四種

地域官

四種

会計官

四種

を

佐賀警察署の会計課長、生活安全課長、地域課長、刑事課長、交通課長及び警備課長

四種

参事

四種

に改める。

別表第二の一の表の5級の項中

五種

47,600円

を

四種	59,500円
五種	47,600円

に改める。

附 則

この規則は、平成二十一年四月一日から施行する。ただし、別表第一の公安委員会の警察署の項及び別表第二の一の表の5級の項の改正規定は、平成二十一年三月二十六日から施行する。

○ 公安委員会事項

佐賀県警察組織規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十一年三月十六日

佐賀県公安委員会

委員長 山 口 久 美 子

●佐賀県公安委員会規則第一号

佐賀県警察組織規則の一部を改正する規則

佐賀県警察組織規則（平成六年佐賀県公安委員会規則第五号）の一部を次のように改正する。

第二条中「七課」を「八課」に、「広報県民課」を「広報県民課 企画課」に改める。

（企画課）

第四条 企画課においては、次に掲げる事務をつかさどる。

- 一 警察の組織及び警察職員の定員に関すること。
- 二 所管行政に関する調査及び企画に関すること。
- 三 規程その他公文書の審査に関すること。
- 四 公安委員会の所管に係る特例民法法人の監督に関する総合調整に関する

こと。

- 五 職務倫理教養に関すること。
 - 六 組織の管理者として必要な教養に関すること。
 - 七 警察学校等における教養に関すること。
 - 八 職場教養に関すること。
 - 九 警察術科の訓練、検定及び審査に関すること。
 - 十 警察通信（情報管理課及び地域課の所掌に属するものを除く。）の使用及び管理に関すること。
 - 十一 庁内の警戒に関すること。
 - 十二 所管行政に係る国際関係事務の総合調整に関すること。
 - 十三 被疑者取調べの監督に関すること。
 - 十四 他部及び部内他課の所掌に属しない事項に関すること。
 - 十五 前各号に掲げるもののほか、本部長又は警務部長の命ずること。
- 2 企画課に、企画室を置く。
- 一 企画室は、前項第一号から第四号まで、第十号から第十二号まで及び第十四号に掲げる事務をつかさどる。
 - 二 企画室に、室長を置く。
 - 三 室長には、警視の階級にある警察官をもって充てる。
 - 四 室長は、命を受け、企画室の事務を掌理する。
- 3 企画課に、取調べ監督室を置く。
- 一 取調べ監督室は、第一項第十三号に掲げる事務をつかさどる。
 - 二 取調べ監督室に、室長を置く。
 - 三 室長には、警視の階級にある警察官をもって充てる。
 - 四 室長は、命を受け、取調べ監督室の事務を掌理する。
- 4 企画課に、術科指導官を置くことができる。
- 一 術科指導官には、警視の階級に相当する一般職員（警察職員のうち警察官以外の職員をいう。以下同じ。）をもって充てる。

二 術科指導官は、命を受け、第一項第九号に掲げる事務をつかさどる。
 第四条の次に次の一条を加える。

(警務課)

第四条の二 警務課においては、次に掲げる事務をつかさどる。

- 一 警察職員の服務、採用、昇任、配置換えその他の人事に関する事
- 二 警察装備に関する事
- 三 警察職員の給与及び退職手当に関する事
- 四 警察職員の公務災害補償及び警察官の職務に協力援助した者の災害給付に関する事

五 犯罪被害者支援の総合調整に関する事

六 犯罪被害者等給付金に関する事

七 オウム真理教犯罪被害者等を救済するための給付金の支給に関する法律
 (平成二十年法律第八十号) 第三条第一項に規定する給付金に関する事

八 留置管理に関する事

九 部内の調整に関する事

十 前各号に掲げるもののほか、本部長又は警務部長の命ずる事

2 警務課に、犯罪被害者支援室を置く。

一 犯罪被害者支援室は、前項第五号から第七号までに掲げる事務をつかさどる。

二 犯罪被害者支援室に、室長を置く。

三 室長には、警視の階級にある警察官又はこれに相当する一般職員をもつて充てる。

四 室長は、命を受け、犯罪被害者支援室の事務を掌理する。

3 警務課に、留置管理官を置く。

一 留置管理官には、警視の階級にある警察官をもつて充てる。

二 留置管理官は、命を受け、第一項第八号に掲げる事務をつかさどる。

第五条第一項中第五号を削り、第六号を第五号とし、同条第二項を削る。

第六条第二項第二号中「前項」を「第一項」に改め、同項を同条第三項とし、同条第一項の次に次の一項を加える。

2 会計課に、会計監査室を置く。

一 会計監査室は、前項第三号及び第五号に掲げる事務をつかさどる。

二 会計監査室に、室長を置く。

三 室長には、警視の階級にある警察官又はこれに相当する一般職員をもつて充てる。

四 室長は、命を受け、会計監査室の事務を掌理する。

第十条第一項中第十号及び第十一号を削り、第十二号を第十号とし、第十三号から第十五号までを二号ずつ繰り上げる。

第十二条第一項第七号を次のように改める。

七 サイバー犯罪対策の事務に関する事

第十二条第一項中第十一号を第十二号とし、第八号から第十号までを一号ずつ繰り下げ、第七号の次に次の一号を加える。

八 不正アクセス行為の禁止等に関する法律(平成十一年法律第二百二十八号)の施行に関する事

第十二条第二項第二号中「前項第二号から第七号まで、第九号及び第十号」

を「前項第二号から第八号まで、第十号及び第十一号」に改める。

第十三条第三項中「前項第三号」を「第一項第三号」に改める。

第十九条第十一号中「他課(隊)」を「他課(場及び隊)」に改める。

第二十条第四項中「交通事故事件捜査指導官」を「交通事故事件捜査統括官」に、「事件捜査の指導」を「交通事故事件捜査の統括及び指導」に改める。

第三十条の二第三項中「第四条第一項第十二号から第十六号まで」を「第四条第一項第五号から第九号まで」に改め、同条第四項中「第十三条第一項第三号及び第四号に掲げる事務のうち警察用航空機の運用に関する事務並びに同項

第五号、第八号及び第九号」を「第十三条第一項第八号」に改める。

第三十四条第一項中「及び警察学校」を「警察学校及び警察署」に改め、

同条第三項中「参事」を「課等及び警察学校の参事」に改め、同条に次の一項を加える。

4 警察署の参事は、命を受け、所掌事務に関する調査、企画及び指導の事務をつかさどる。

第三十八条の見出しを「(副署長)」に改め、同条第一項中「、刑事官、地域官及び会計官」を削り、同条第二項中「、刑事官及び地域官」を削り、同条第三項を削り、第四項を第三項とし、第五項から第七項までを削り、同条の次に次の二条を加える。

(課の設置)

第三十八条の二 警察署に、課を置く。

2 課の名称は、別表第一のとおりとする。

3 課の事務は、署長が定める。

(課長)

第三十八条の三 警察署の課に、課長を置くことができる。

2 課長には、警視の階級にある警察官又はこれに相当する一般職員をもって充てることができる。

3 課長は、命を受け、課の事務を掌理し、部下職員を指揮監督する。

第三十九条第二項中「別表第一」を「別表第二」に改める。

第四十条第二項中「別表第二」を「別表第三」に改める。

別表第二を別表第三とし、別表第一を別表第二とし、附則の次に次の一表を加える。

別表第一(第三十八条の二関係)

所属警察署	名	称
佐賀県佐賀警察署	警務課	留置管理課 会計課 生活安全課 地域課
佐賀県鳥栖警察署	刑事課	交通課 警備課
佐賀県諸富警察署	警務課	会計課 生活安全・刑事課 地域課 交通課

佐賀県神埼警察署
警務課 留置管理課 会計課 生活安全・刑事課 地域課 交通課 警備課

佐賀県武雄警察署
警務課 留置管理課 会計課 生活安全・刑事課 地域第一課 地域第二課 交通課 警備課

佐賀県唐津警察署
警務課 留置管理課 会計課 生活安全課 地域第一課 地域第二課 地域第三課 刑事課 交通課 警備課

佐賀県伊万里警察署
警務課 留置管理課 会計課 生活安全課 地域第一課 地域第二課 刑事課 交通課 警備課

佐賀県白石警察署
警務課 留置管理課 会計課 生活安全課 地域第一課 地域第二課 交通課 警備課

附則

(施行期日)

1 この規則は、平成二十一年四月一日から施行する。ただし、第三十四条及び第三十八条の改正規定、同条の次に二条を加える改正規定、第三十九条及び第四十条の改正規定並びに別表第二を別表第三とし、別表第一を別表第二とし、附則の次に一表を加える改正規定は、平成二十一年三月二十六日から施行する。

(佐賀県留置施設視察委員会に関する規則の一部改正)

2 佐賀県留置施設視察委員会に関する規則(平成十九年佐賀県公安委員会規則第五号)の一部を次のように改正する。

第三条第二項中「監察課長」を「警務課長」に改める。

第四条第二項中「監察課」を「警務課」に改める。

購読料 一か年三二、二〇〇円(送料共)
申込先 佐賀県経営支援本部総務法制課

平成二十一年三月十六日印刷及び発行
発行者 佐賀県知事 古川 康

発行定日 毎週火金曜日
印刷社 (株)佐賀印刷社